

令和7年3月3日

令和6年度火薬類取扱保安責任者追試験について

静岡県及び滋賀県において、令和6年9月1日に実施予定であった令和6年度甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験及び丙種火薬類製造保安責任者試験が台風10号の影響で中止となったため、令和7年1月26日に両県にて追試験を実施しましたが、追試験のうち、甲種・乙種火薬類取扱保安責任者試験の「火薬類取締に関する法令」の問題に誤りがありました。このため、当協会に設置されている試験委員会において検討した結果、問10については受験者全員を正答として扱うことといたしました。

受験者をはじめ関係の皆様には大変なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように再発防止に努めて参ります。

該当箇所

【火薬類取締に関する法令】

問10 次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。(1)～(6)の中から選べ。

イ. 地上式一級火薬庫の避雷装置、警鳴装置および消火設備について保安検査を定期的に受けている場合、これらの装置および設備については定期自主検査を行う必要はない。

ロ. 18歳未満の者に、打揚煙火を消費させてはならない。

ハ. 含水爆薬を1ヶ月に合計25キログラム以上消費する消費者は、帳簿を備え、記載の日から2年保存しなければならない。

ニ. 爆薬の販売業者が、その営業の全部または一部を廃止したときは、遅滞なくその旨を都道府県公安委員会に届け出なければならない。

(1) イ、ロ (2) イ、ハ (3) イ、ニ * (4) ロ、ハ (5) ロ、ニ (6) ハ、ニ

上記問題のハを「正しい」問題として出題したが、ハは、「誤り」問題であった。結果的に正しい設問は「ロ」のみとなり、選ぶべき解答番号が存在しないことになった。

【参照条文】

【火薬類取締法第四十一条】（帳簿）

製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者及び第三十条第二項の消費者は、帳簿を備え、火薬類の製造、販売、出納又は消費について経済産業省省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

【火薬類取締法施行規則第56条の5】（帳簿）

法第四十一条第一項の規定による法第三十条第二項の消費者が帳簿に記載すべき事項は、消費した火薬類の種類および数量ならびに消費の年月日および場所とする。

2 法第四十一条第二項の規定による前項の帳簿の保存期間は、記載の日から一年とする。